

川越市長 川合善明 殿

環境部長 福田忠博 殿

都市計画部長 二瓶朋史 殿

貴市より令和 2 年 3 月 17 日付で公開質問書に対する回答を戴いた。しかし、貴市の回答において、本紙が理解し得る回答が戴けなかったため、再度質問する。

## 再 質 問 書

イズミ工業(株)工場跡地の整理・整備に関して川越市は、後顧憂い無きよう厳密なる産業廃棄物処理等の管理を履行することは当然の義務である。下記の質問項目に御回答戴きたい。

- (1) 川越市による工場跡地整備に関する管理に着手した正確な年月日の開示を求める。
- (2) 川越市は都市計画による泉町街づくり、同時に整備された工場跡地にやがて居住する市民の健全なる生活環境保全に欠くべからざる自治体行政の任務として、工場跡地の猛毒・六価クロム、産業廃棄物等の搬出、また跡地整備等に対して市は全神経を傾注し、これら全課程を記録した資料の保管は、川越市行政機関絶対の義務である。当該資料の開示を求める。

- (3) 川越市が泉自動車工業(株)を誘致した経緯や計画は、「調査しましたが、把握できませんでした」との回答であるが、その回答は調査不足であり再確認を要請する。泉自動車工業(株)の工場建設計画や、当時、それを指導・規制するための資料等の開示を求める。
- (4) イズミ自動車からの「埋め立てについての申請書」は、いつ申請されたものなのか。また、その申請書の開示を求める。
- (5) 地区計画区域内における行為の届け出とは、具体的にどのようなものなのか。また、その届け出の名義は誰であるのか。
- (6) 平成 14 年 6 月 7 日付けで、市に提出された(株)ピーアンドディコンサルティング提出の「地歴に関する調査報告書」の開示を求める。
- (7) 雨水を貯留する調整池の具体的場所と雨水対策事前協議申請書の開示を求める。
- (8) 土地の権利者の申請により埋め立てられたとの回答であるが、権利者とは誰なのか。民間の開発行為に伴う搬出について、市の指導管理はどのようなものなのか。また、いつ、誰が、どこに搬出したのか。
- (9) ビニール混じりの泥の分析調査とは、どのようなものなのか。また、その調査結果の開示を求める。
- (10) 平成 13 年 10 月頃に開始された従前の建築物の基礎や基礎杭を撤去する工事については、土壌汚染が確認されなかったとの回答であるが、何をもって土壌汚染は確認されなかったと言えるのか。
- (11) クロム酸排水処理施設の保管場所は不明であるのならば、六価クロムの土壌汚染調査として 124 カ所の土壌を採取した場所の開示

を求める。汚染土壌を敷地外へ搬出したとする 4 地点の場所の開示を求める。土壌汚染調査として選択した 124 カ所の根拠の開示を求める。

- (12) 昭和 63 年 4 月以降は市が指導していたとの回答だが、その後当該土地で六価クロムが検出されている。川越市のイズミ自動車への指導が適切でなく怠慢であったために、六価クロムが検出されたとも言えるのではないのか。イズミ自動車へは、どのような指導を行っていたのか。周辺土壌調査・周辺地下水の調査で周辺への影響がなかったと確認したとの回答であるが、その調査内容の開示を求める。
- (13) 土壌汚染関連の現地における状況調査は 21 回、水質汚濁防止法関連の調査は 41 回実施しているとの回答だが、いつからいつまでの調査の回数を回答としたのか。その調査結果の開示を求める。「必要に応じて行政指導を行っております」とあるが、「必要に応じて」とはどのようなことなのか。
- (14) 汚染土壌の搬出現場の確認とは、どのように確認したのか。最終調査とは、いつ、誰が、どのような調査を行ったのか。またその調査結果の開示を求める。
- (15) 「土壌汚染対策工事完了報告書」の開示を求める。
- (16) 六価クロム等に関する調査・対策方法の指導、掘削状況の確認、及び掘削後の土壌調査、周辺調査等適切に実施したという根拠の開示を求める。
- (17) 回答にある「計画書」、「報告書」の開示を求める。
- (18) 「汚染された土壌等の搬出については確認しております」との回答

であるが、誰がどのように確認したのかを説明願いたい。また、その汚染土壌をどこに搬出したのかの開示を求める。

(19) 報告書で確認したとの回答であるが、誰がどのように確認したのかを説明願いたい。また、報告書にマニフェストの添付は報告者の市に対する当然の義務である。報告書及びマニフェストの開示を求める。

(20) 土砂のみで埋め立てたことを立証する資料の開示を求める。

(21) 当該工場跡地においての土地改変者、また改変場所の開示を求める。

以上

当該再質問書が貴市へ到着してより15日以内に、当行政調査新聞社に御送付して戴くか、御電話で御連絡戴きましたなら、御回答書を戴きに貴市担当窓口にて伺候致します。

宜しく御回答御願い申し上げます。

令和2年4月9日

行政調査新聞社

松本州弘

〒350-1103

川越市霞ヶ関東3-8-13

TEL 049-237-5431・FAX 049-237-5432